

留寿都村宿泊税に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 留寿都村における宿泊税に関する協議を行うため、留寿都村宿泊税に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税を財源とした新たな施策に関すること。
- (3) 宿泊税制度の在り方に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体関係者
- (2) 前号に掲げる者以外で村長が適当と認めた者

2 委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議に出席した委員に対しては、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(代理出席)

第6条 各種団体関係者である委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体に所属する者を代理人として協議会に出席させることができる。

2 前項の場合においては、当該代理人を委員とみなし、当該代理人について前条第4項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画観光課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から適用する。